

## 1 趣旨

近年、児童虐待に関する相談件数が増加傾向にある状況等を踏まえ、新たに東部児童相談所を鶴見区に設置し、「鶴見区・神奈川区」を管轄することとします。東部児童相談所の設置とともに、中央児童相談所の管轄区域の変更が生じることから、本条例の一部を改正します。

## 2 改正の概要

- (1) 鶴見区に東部児童相談所を開設します。
- (2) 中央児童相談所の管轄区域のうち、鶴見区及び神奈川区を東部児童相談所の管轄区域に変更します。

## 3 施行期日

規則で定める日

<参考>

施設概要

開所予定日	令和8年4月1日予定
開所予定地	横浜市鶴見区生麦三丁目15番30号
床面積	2,634.67m <sup>2</sup>
構造	RC造・地上4階建
管轄区域	鶴見区、神奈川区
施設内容	事務室、会議室、相談室、心理室、健診診察室、遊戲療法室、家族交流室等

開所予定地



完成イメージ図

